

Food EXPO Kyushu 2023
事業業務委託提案公募仕様書



2023年2月13日
Food EXPO Kyushu 実行委員会

1 委託事業名

Food EXPO Kyushu 2023 事業業務委託

2 公募期間

2023年2月13日（月）～2023年2月24日（金）

3 事業概要

(1) 目的

世界的にも優れた高付加価値の九州産農林水産物、加工食品を国内外に発信し、地場食品関連企業の更なる売上向上、販路拡大及び地域経済の振興を図る。

(2) 名称

Food EXPO Kyushu 2023 ～from Fukuoka to the Global Market～ 【本年度で10回目の開催】

(3) 主催

Food EXPO Kyushu 実行委員会

（福岡県、福岡市、福岡県商工会連合会、ジェトロ福岡、福岡地域戦略推進協議会、福岡商工会議所）

※事務局：福岡商工会議所 産業振興部（福岡市博多区博多駅前2-9-28）

(4) 事業内容

●主催事業

① 展示会

日時 2023年10月4日（水）、5日（木）

場所 福岡国際センター1階

内容 主に九州・沖縄・山口の食品企業・支援団体が参加。その他、公的支援機関、商品開発・IT化・販路開拓等 支援事業者（260ブース260社・団体）が出展。

一般バイヤー・食品企業 約4,000名が来場。事前登録制を基本とする。

展示会の来場促進や個別商談の成約率向上を目的としたセミナーも実施

目標 商談数2,000件（出展者アンケートにて確認）

参加費 1ブース10万円

② 個別商談会（対面）

日時 2023年10月4日（水）、5日（木）

場所 福岡国際センター2階

内容 国内及び海外の招聘バイヤー40社とサプライヤーの個別商談。事前予約制（1商談あたり25分）※招聘費用は別途実行委員会負担。

商談の事前準備として、バイヤー・サプライヤー（展示会に未出展の一般参加者含む）とともに商談マッチングシステムに登録。システム上で商談内容の確認やスケジュール調整を行う。

個別商談の成約率向上を目的としたバイヤーからの事前説明会を行う。

目標 商談数400件（商談マッチングシステムにて集計）

参加費 [展示会出展者]無料 [一般参加者]1商談3万

●連携事業

主催6団体が独自で実施する食関連事業に対してFood EXPO Kyushu 実行委員会が共催し、年間を通じて「Food EXPO Kyushu 2023」を実施する。なお、その事業結果（参加企業数、商談件数、成約数、売上等）はFood EXPO Kyushu 事業として報告する。

①商談マッチングシステムによるオンライン商談【通年で実施】

日時 2023年4月～2024年3月31日

場所 オンライン

運営 福岡商工会議所

内容 商品を探している“バイヤー”（国内外の小売、卸売、百貨店、レストラン、ホテル等のバイヤーや製造のために商材を探す食品メーカー等）と“サプライヤー”（自社商品売り込みたい食品メーカー、商社等＝システム上の名称は営業）がシステム上でやりとりをし、事務局が介入することなく、通年で個別商談を実施するもの

目標 商談数50件（商談マッチングシステムにて集計）

②個別商談会（各主催団体実施分）【通年で実施】

日時 2023年4月～2024年3月31日

場所 対面もしくはオンライン

目標 商談数200件（各主催団体からの報告をとりまとめ）

運営 各主催団体が独自の事業費で実施、運営委員会の承認を経て連携事業として認定

●公的・民間の支援機関との連携事業

公的団体や民間団体が行う食に関する事業において、本事業の目的に適合するものに対しては「Food EXPO Kyushu」の関連イベントと認定し、相互に広報協力を行う。また、連携事業と同様に事業結果はFood EXPO Kyushu として報告する。

(5) 目標

・総商談数 2,650 件

集計対象	実施期間	目標数	2022 実績	集計方法
1 展示商談会	10/4～5	2,000	1,784	出展者アンケート
（フードエキスポへの来場者数）	-	4,000	3,429	受付数
（展示出展ブースでの名刺交換数）	-	5,000	6,724	出展者アンケート
2 個別商談会	10/4～5	400	361	商談マッチングシステム
4 商談マッチングシステム（個別商談機能分）	通年	50	15	商談マッチングシステム
5 個別商談会（各主催団体実施分）	通年	200	201	各主催団体からの報告
	総商談数	2,650	2,361	

4 委託する業務内容

事業を円滑に実施・運営するための参加者管理、設営、広報・印刷にかかる業務とする。各業務の詳細については下記のとおりである。業務の遂行にあたっては、上記「事業内容および目標」に沿って、効果的な事業になるよう留意すること。

(1) 全般

- 本事業の目的達成のために必要な一括管理できる専用事務局の設置（2024年1月31日まで）
- 全体スケジュール作成
- 運営全体マニュアル作成（当実行委員会事務局と共有するもの）
- 各事業における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの作成と対策の実施

(2) 事前準備

①展示会

②個別商談会

<参加企業・団体>

- 参加申込フォーム作成（企業・団体）
- 本事業に係る全般的な管理（参加受付・ブース小間割・オプション備品・個別商談会のマッチング等の事務連絡や対応）
- 展示会の出展者開拓のための営業活動及び広報物作成
- 団体として参加費を補助する支援企業先の管理
- 商談マッチングシステムへの登録・利用の促進
- 商談マッチングシステムの商品ページ作成補助
- 商談マッチングシステムの個別商談会（イベント）ページの申込補助
- 商談マッチングシステムの支援先登録補助
- 展示会の来場促進や個別商談の成約率向上を目的としたセミナーの企画・実施
参加企業（商品開発、IT化、販路開拓支援事業者）からの登壇者募集含む
※外部講師招聘の場合、謝金は委託費に含む。
- 展示会出展料の個別商談会参加費の請求及び管理
- 各種マニュアルの作成

<招聘バイヤー>

- 参加申込フォーム作成
- 本事業に係る全般的な管理（参加受付・個別商談マッチング等の事務連絡や対応）
- 商談マッチングシステムへの登録・利用の促進
- 商談マッチングシステムの個別商談会（イベント）ページの作成補助
- 宿泊や移動に係る申込管理・手配
※招聘費用(旅費・宿泊費)については、委託料とは別に当実行委員会より支払い（一人あたりの補助上限を設定）
※必要に応じて、旅行業者に上記業務を再委託することは可能。
- 個別商談前のバイヤーによる事前説明会の実施
- 各種マニュアルの作成

<展示会・個別商談会 来場者>

- 参加申込フォーム作成
- 本事業に係る全般的な管理（参加受付、事務連絡、問い合わせ対応等）
- 登録、来場促進のための広報物作成
- 各種マニュアル作成

③連携事業

- 当実行委員会構成団体や公的団体や民間支援機関が実施する事業の公式ホームページ等への情報集約及び発信

④広報・印刷業務

- 本事業を周知するための公式ホームページの作成及び運営（随時更新）
※委託事業期間は別途サーバーを手配すること
- 参加者情報の公式ホームページ及び商談マッチングシステムへの掲載
- 本事業を周知するための広報物制作（データでも納品すること）
- 公式 SNS（Facebook）の更新管理
- その他、目標達成に必要となる広報活動

（3）会場設営・事業実施当日

①展示商談会

②個別商談会

（設営業務）

- 展示商談会会場の設営（当日受付、展示ブース、電気工事、各種サイン、備品準備等）
※各種サインや備品等は、会場担当者と協議すること。
- 展示ブースオプション備品の準備・対応
- 個別商談会会場の設営（商談ブース、電気工事、各種サイン等）
※バイヤー看板に必要なデータの受け渡しを含む
- 上記設営全般に係る新型コロナウイルス感染症対策の実施（消毒対応・飛沫防止対応）

（運営業務）

- 運営スタッフ手配（受付、会場誘導、コロナ対策等 運営業務全般）
- オープニングセレモニーの運営・管理
- 個別商談の運営・管理
- 会場内セミナーの運営・管理
- 関係者（事務局・招聘バイヤー）食事手配 ※食事代は委託費に含む
- 会場写真の撮影
- 展示会出展者、バイヤー、来場者に対するアンケート調査の実施
- 上記設営全般に係る新型コロナウイルス感染症対策の実施（受付対応・消毒対応・飛沫防止対応）

（4）事業実施後

- 各種報告書の作成（目標の達成状況、アンケート調査等の集計・分析を含む）

5 選定方法

（1）提案説明

受託希望者を対象にプレゼンテーション及び質疑を行う。

プレゼンテーションは、受託した場合に当該事業を主に担当する者が行うこと。

（2）審査に付する事項

当事業運営に関する以下の事項を総合的に審査する。

- ① 本件目的達成に向けて効果的な事業内容となっていること
(出展者及び一般来場者数を獲得できる広報計画とその実行ができること)
- ② 本事業実施にあたり、実行委員会が計画する事業をサポートできる能力があること
- ③ 本事業に関わる関係者との円滑なコミュニケーションが行えること
- ④ 本事業の目的・趣旨を理解し、その実現に向けて価値の高い提案とその実行が行えること
- ⑤ 事務及び業務を受託するにあたり、適切な金額で契約できること
- ⑥ 費用対効果が期待できること
- ⑦ 災害対策及び新型コロナウイルス感染拡大対策について実施可能な提案があること
- ⑧ その他、目標達成に向けた新たな取り組みがあるかどうか(例：渡航が困難な海外バイヤーとのIT機器を活用した商談方法の提案等)
- ⑨ 過去同様の事業実績を有すること

(3) 提出書類の取扱い

- ① 提案書類提出後の内容の変更は認めない
- ② 提出書類は返却しない
- ③ 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある
- ④ 選定された提案は、協議により、内容の変更を求めることがある

(4) 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定に対する不正な行為が認められた場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とすることがある。

6 契約期間

契約締結日から2024年1月31日まで

7 業務を遂行する上で必要な事務

- ① 受託者は契約後、速やかに業務終了までの工程表を作成し、提出すること
- ② 企画検討、連絡調整のため、事務局との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと
- ③ 打ち合わせ以外にも、事務局と十分な協議を行うために、随時連絡調整を行うこと
- ④ 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること
- ⑤ 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること
- ⑥ 実行委員会が実施する調査等に協力すること
- ⑦ 業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ書面により実行委員会の承認を得ること

8 提出する成果物と提出期限

本業務の成果物として、事業報告書7部および同電子データ1部を2024年1月31日までに、委託者へ提出すること。事業報告書には、上記「事業内容および目標」の達成状況を記載すること。

9 その他留意事項

- ① 本書に定めのない事項または定める事項に疑義が生じた場合には委託者と受託者で協議の上、定めるも

のとする。

- ② 受託者は、本事業を遂行するための個人情報、事業者情報その他当実行委員会の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。
- ③ 個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。
- ④ 本業務に係る成果物の著作権は、委託者に帰属し、委託者の他の媒体における二次利用を可能とする。
- ⑤ 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ⑥ 業務の履行にあたっては、委託者との連絡調整を密にし、円滑な業務遂行に努めること。
- ⑦ 動画は配信を目的とし、複数のサイト等で使用するため、権利等の制限を必要最小限にし、関係者が自由に使用できるようにする。また、配信の際に、編集可能なものとする。
- ⑧ 事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、業種別ガイドラインや国・福岡県の通知に基づき、実施すること。
- ⑨ **本事業に係る契約締結は、令和5年度予算が成立することを条件とする。**

【参考】

Food EXPO Kyushu 2022
商談マッチングシステム

WEB サイト <https://foodexpokyushu.com/>

紹介ページ・マニュアル等 <https://www.fukunet.or.jp/businesschance/matching-system/>

登録商品一覧 <https://www.food-expo-kyushu.jp/items>

登録企業一覧 <https://www.food-expo-kyushu.jp/companies>

商談会イベント <https://www.food-expo-kyushu.jp/events>

以 上